

安全設備規則

規則

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 86 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

6 編 極海を航行する船舶の安全設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-2.(1)を次のように改める。

-1. 極海を航行する船舶の安全設備については、本規則の関連各編の規定によるほか、本編の規定によらなければならない。

-2. 前-1.にかかわらず、次の(1)又は(2)に該当する船舶にあっては、原則として本編を適用する必要はない。

(1) 船舶設備規程第 2 条第 1 項にいう外洋航行船(総トン数 500 トン以上の船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 2 号の船舶(自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)以外の船舶 SOLAS 条約第 I 章に従い、同条約の適用が除外される船舶(総トン数 500 トン以上の船舶(漁船を除く)であって、国際航海に従事しない船舶を除く。)

(2) 船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶であって、主管庁が適当と認めるもの

-3. 本編の適用を受ける船舶は、**鋼船規則 I 編 1.1.1-2.**の規定にも適合しなければならない。

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 代替設計及び配置*

本編 2 章の規定によりがたい設備であって、~~本編の~~当該規定に適合するものと同等の効力があると SOLAS 条約第 XIV 章第 4 規則の規定に従い認められるものに限り、本編 2 章の規定によらないことができる。

3 章 航行の安全

3.3 規則（極海コード I-A 部 9.3）

3.3.2 航海設備の機能*

-2.(2)を次のように改める。

- 1. （省略）
- 2. **3.2.2-2.**に適合するため、次の**(1)**及び**(2)**を適用しなければならない。
 - (1) 船舶は船首方位を決定及び表示するための 2 の非磁性の手段を有しなければならない。この 2 の手段は独立したものとし、船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。
 - (2) 80 度を超える緯度を航行する船舶は、少なくとも 1 の**附属書 6-3.3.2**に定める性能基準に適合した GNSS コンパス又は同等物を備えなければならない。これは船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。

3.3.3 を次のように改める。

3.3.3 追加の航海設備

-1. **3.2.3-1.**に適合するため、船舶には、24 時間日光で照らされる海域のみを航行するものを除き、~~当該船舶の周囲を全周囲 360 度のうちの一部分の弧にわたって~~照明するため、船橋から遠隔操作により回転できるビームの細い 2 本の探照灯、又は、その他の氷を視覚的に発見するための手段を備えなければならない

-2. **3.2.3-2.**に適合するため、砕氷船のエスコートを受ける航行を行う船舶は、船舶が停止した際にそれを示すため、~~後方から視認可能な手動起動の~~一定の間隔で閃光を発する紅色の点滅閃光灯を後方から視認可能な位置に備えなければならない。この灯火は、少なくとも 2 海里の範囲まで視認できるものであって、かつ、水平及び垂直の弧の視認性は、5 編に規定される船尾灯の要件を満足しなければならない。

附属書 6-3.3.2 として次の附属書を加える。

附属書 6-3.3.2 GNSS コンパス

1.1 一般

1.1.1 一般

GNSS コンパスは、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 真北（000 度）から時計回りに 360 度まで 10 度毎に数値による方位角が表示されたものであること。
- (2) 主操舵場所にて操舵手が明確に読み取ることができるものであること。
- (3) 故障した場合に警報を発するものであること。
- (4) 誤操作による補正装置の作動を防止するための措置が講じられているものであること。
- (5) 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。
- (6) 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与えることを防止するための措置が講じられているものであること。
- (7) 機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。
- (8) 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。
- (9) 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられたものであること。
- (10) 船舶の航行中における振動又は湿度もしくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。
- (11) 2 以上の電源から給電されるものにあつては、電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられたものであること。
- (12) 誤差は、4 編附属書 4-2.1.15「船首方位伝達装置（THD）」1.1.6-2.を準用し、当該要件に示される許容値以内であること。
- (13) 給電が停止した場合に警報を発するものであること。
- (14) 測定した船首方位に係る情報を航海用レーダーその他の必要な航海設備等に伝達することができるものであること。

附 則

1. この規則は、2017 年 12 月 25 日から施行する。
2. 2017 年 1 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

*高速船については、1%を 3%に読み替える。

安全設備規則検査要領

要
領

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 達 第 91 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 25 日 達 第 91 号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.15 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇 (追加規定) (SOLAS Chapter III Reg.31)

2.15.1 救命艇及び救命いかだ

-2.(3)を次のように改める。

-1. (省略)

-2. 規則 3 編 2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだが積付けられる場所には、次の(1)から(4)を備えること。

- (1) 少なくとも 2 個の救命胴衣及び 2 個のイマーシヨンスーツ。
 - (2) 救命いかだの積付け場所及び救命いかだが進水する水面を照明することができる規則 3 編 2.10.1-7.の規定を満たす可搬式又は固定式の適当な照明装置。可搬式の場合にあっては、当該照明装置を両舷に据付けることができる適当な取付金具を設けること。
 - (3) (2)の照明装置は自己起電の蓄電池式のものをを用いても差し支えない。この場合、同照明装置は次によらなければならない。
 - (a) 船舶の主電源及び非常電源により、再充電ができること
 - (b) 使用時以外には救命いかだ及び乗込用はしごが積付けられる場所の付近に設けた格納場所にて常に充電されていること
 - (c) 蓄電池への給電が遮断された場合、少なくとも 3 時間は性能を維持できること
 - (d) 規則 3 編 3.1.1-2.を満足するものであること
 - (e) 保護形式は IP55 以上であること
 - (f) 使用される蓄電池については、製造者による有効期限の表示の有無に関わらず、鋼船規則 B 編 2.1.6, 同規則 H 編 1.1.8 及び 2.11.5 を満足すること
 - (4) 規則 3 編 2.5.1-7.に規定する乗込用はしご又は制御された方法により水面まで降下し得る乗艇装置。
- (-3.から-5.は省略)

附 則（改正その 1）

1. この達は、2017 年 12 月 25 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 編 極海を航行する船舶の安全設備

3 章 航行の安全

3.3 規則

3.3.2 を次のように改める。

3.3.2 航海設備の機能（極海コード I-B 部 10.4 関連）

-1. 船舶には、次を備えること。

- (1) 監視場所からの前方及び後方視界をそこなわないために、監視場所の窓の氷を十分に除去する手段。
- (2) 外部の溶けた氷、雨氷、雪、霧及びしぶき並びに内部の結露を除去するために有効な手段。窓の外部表面の水分を除去するための機械的手段は、氷の凝固又は蓄積によって有効な操作が損なわれない操作機構としなければならない。

-2. 規則 6 編 3.3.2-2.(1)に適合するため、船舶は規則 4 編 2.1.3 に適合するとともに、次の(1)から(5)に適合する 2 以上のジャイロコンパス及びジャイロレピータを備えること。ただし、規則 6 編 3.3.2-2.(2)に規定する GNSS コンパス又は同等の設備を備える場合には本会の適当と認めるところによる。

- (1) マスタージャイロコンパス又はジャイロレピータは、主操舵場所にて操舵手が明確に読み取ることができるものであること。
- (2) 非磁性手段によるものであること。
- (3) 規則 4 編 2.1.4 に規定する航海用レーダー、規則 4 編 2.1.6 に規定する自動物標追跡装置及び規則 4 編 2.1.16 に規定する船舶自動識別装置に船首方位情報を伝達する機能を有するものであること。
- (4) 非常操舵場所にジャイロレピータを備えること。
- (5) ジャイロコンパスは、安全設備規則附属書 4-2.1.3 に定める性能基準に適合したものであること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2017 年 12 月 25 日から施行する。
2. 2017 年 1 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

*高速船については、1%を 3%に読み替える。